

令和2年11月25日

令和2年 第11回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和2年第11回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和2年11月25日（水曜日）午後2時00分～午後2時46分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第1・第2会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 新 藤 久 典

5番 内 野 裕 子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 田 村 美 砂

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部

参 事 兼 佐 藤 洋 士

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

教育指導課長

建 築 課 長 兼

教育施設担当 中 橋 健

給 食 課 長 原 里 美

副 参 事

統括指導主事 富 田 和 己

社会教育課長 高 田 匡 章

中央公民館長 佐 伯 芳 幸

中央図書館長 當 摩 弘

6. 書 記

庶 務 係 長 一ツ木 正 美

主 事 後 藤 梨里香

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 17 号報告 事務の臨時代理の承認について

第 4 第 18 号報告 事務の臨時代理の承認について

第 5 その他報告事項 (1) 東大和市実施計画【令和 3 年度～4 年度】(抜粋)
について

(2) 令和 3 年度学校給食における食物アレルギー対応
の変更について

(3) 『地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大
和市立図書館条例の一部改正の骨子について』に
対するパブリックコメントの結果について

(4) 東大和市立中央図書館会議室の自習室の開放(試
行)について

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから、令和2年第11回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、岩田委員にお願いいたします。

○岩田委員 はい、分かりました。

○真如教育長 ここで傍聴の許可についてお諮りをいたします。

本日の会議につきまして、傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、傍聴を許可いたします。お願いします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

教育長諸務報告、令和2年10月22日から令和2年11月20日までの諸務報告であります。

10月22日、木曜日、第1回GIGAスクール構想LSIプロジェクト委員会に出席をいたしました。お手元の「青い空に浮かぶ白い雲」にも書いてありますとおり、新しいチームを立ち上げてもらいました。小・中学校ともにこれから先進んでいきますGIGAスクール関係について、各学校で技術に長けた方に集まっていたいただき、これからどのように進めていくのが良いのかについて勉強して、また東大和市のために力を発揮してもらおうメンバー構成になっております。後でまた読んでいただきたいと思います。

LSIプロジェクトと書いてありますけれども、LはLet'sで、SはStart、IがICTという、学校の先生を中心にしてつくっていただいた名称であります。どうかよろしくお願いいたします。

10月26日、月曜日、校長会役員会に出席をいたしました。

10月28日、水曜日、行政改革推進本部会議に出席をいたしました。

10月30日、金曜日、教育委員会の学校訪問で第四小学校を訪問いたしました。

11月2日、月曜日、理事者と医師会との医療検討会に出席をいたしました。

11月5日、木曜日、第5回東大和市議会議員全員協議会に出席をいたしました。

11月6日、金曜日、定例校長会に出席し、その後、教育委員懇談会に出席をいたしました。続いて、北多摩北地区公立中学校長会に出席をいたしました。最後に、市長、教育長と市P連の懇談会に出席をいたしました。

11月11日、水曜日、第3回男女共同参画推進計画策定本部会議に出席をいたしました。続いて、東京都市教育長会に出席をいたしました。

11月12日、木曜日、教育委員会の学校訪問で、第九小学校を訪問いたしました。

11月16日、月曜日、豊島区教育委員会を訪問しまして、教育長と懇談をさせていただきました。

11月17日、火曜日、市町村教育委員会オンライン協議会に出席をいたしました。このオンライン協議会は初めての経験でして、新藤委員も出席しまして、グループは違いますが、お互いに他県の方と一緒にいろいろな意見交換をしたところがあります。ぜひ機会があれば参加していただきたいと思います。

11月20日、金曜日、定例校長会に出席をいたしました。その後、理事者と歯科医師会との医療検討会に出席をいたしました。

以上でございます。

教育長諸務報告が終わりました。ただいまの報告につきましてご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○**新藤委員** 11月2日に理事者と医師会との医療検討会ですが、直接関係はないですけれども、今、新型コロナウイルス感染症の発生を見ると、東大和市は11月に入ってからかなりのスピードで感染者が増えてきて、医療施設等の逼迫状況など、都の状況は知っていますが、市の状況は知る方法がないこともありまして、この会の中において新型コロナウイルス感染症対策について市の考え方というのでしょうか、市としてどのように検討されているのかどうか、差し支えのない範囲でお話をいただければと思います。

○**真如教育長** 今回の新型コロナウイルス感染症の関係で話したというわけではないです。毎年定例でお互いにそれぞれの関わりの多いところがありますので、その立場上のご意見をお互いに言っていくということでもあります。

時間的にも短時間でしたので、深く踏み込んで何か言って話すというところまではいきませんでした。

ほかにございませんか。

岩田委員。

○岩田委員 11月6日に行われた市長・教育長と市P連の懇談会についてですが、なかなか今、学校の関係の方とも接する機会がないと思いますが、今年度はどういったことが懇談の中で話し合われたのか、簡単でいいので教えていただきたいと思います。

○真如教育長 こちらも新型コロナウイルス感染症の関係で長くやり取りはできなかったのですが、新しい代表の方が決定しましたのでその方と、また新たにメンバーも替わっていますので、それぞれの立場から学校の様子を伺ったり、それから、先ほど説明したGIGAスクール構想の関係について担当者からおおよその説明をしてもらったりと、そのようなやり取りをいたしました。

皆さん非常に熱心な方たちで、また集まる機会があると思いますので、顔を覚えていただいて、何か協力してやることもあると思いますので、どうかよろしくお願いします。

○岩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 なければ、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第17号報告 事務の臨時代理の承認について

◎日程第4 第18号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第3、第17号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第4、第18号報告 事務の臨時代理の承認について、以上2件は関連がありますので、一括して議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第17号報告及び第18号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきましては関連がありますので、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第17号報告及び第18号報告ともに、東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の交代に伴う内容であります。

内容につきましてご説明申し上げます。

本件は、東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員を構成します選出区分のうち、東大和警察署として選出されておりました熊谷篤志委員及びその他の関係者として選出されておりました宮本浩二郎委員が人事異動により、令和2年9月16日付で解職となり、新たに熊木貴洋委員及び高崎勉委員を委嘱するものであります。

新たに委嘱する委員の任期につきましては、就任の日は人事異動のあった令和2年9月17日となりますが、委員就任に伴う承諾、その他の手続が10月の教育委員会定例会の終了後となったことから、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和2年10月26日付で解職及び委嘱について事務の臨時代理を行いました。

そのため、同項第2項の規定によりご報告し、ご承認をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

東大和警察署とその他の関係者は毎年交代するのですか。

お願いします。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 他部署の人事異動の関係ですので毎年かどうか分かりませんが、定期的な異動はあるものと認識しております。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第17号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第17号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

引き続きお諮りいたします。

日程第4、第18号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第18号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 その他報告事項

○真如教育長 日程第5、その他報告事項に移ります。

報告事項1、東大和市実施計画【令和3年度～4年度】(抜粋)について、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 それでは、東大和市実施計画【令和3年度～4年度】(抜粋)についてご説明申し上げます。

現在、市におきましては、令和3年度の当初予算に向けまして予算編成作業を進めているところでございます。ここで市長部局から、令和3年度から令和4年度の2箇年度の実施計画を作成したということで示されております。

お手元の資料につきましては、教育委員会に係る部分を抜粋いたしまして皆さまにご報告させていただくものでございます。

この実施計画で対象となります事業は、目標達成と一定の効果が計れるまで継続的に実施する必要があると判断される事業や政策的に取り組む必要があると判断された新規の事業のうち、事業費が単年度で100万円以上、3箇年で300万円以上のものとなっております。

ただし、この計画に記載されております金額等につきましては確定したのではなく、ほかに緊急性を要する事項等が出てきた場合には、計画に載っていた事業そのものを先送りにするということもありますので、計画に載っているからといって必ずそのとおりに実施できるということを保障しているわけではございません。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。

1番の実施計画の考え方の(2)番、この実施計画の内容をご覧ください。

こちらに記載がございましており、例年見直しを実施してきたものでございますが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により職員の出

勤が制限され、全庁的に優先順位をつけた業務の遂行を求められたことや、その職員体制の中で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策など、新たな業務に対応することが求められたことなどから、見直し作業が困難であり、その下に記載のございます①から③を主な内容としてございます。

①といたしまして、昨年策定した3箇年計画のうち、今年度を除く2箇年とした。②といたしまして、掲載事業について予算編成作業において精査を行う。③といたしまして、見やすさ、分かりやすさの向上を図った、となっております。ただ、③につきましては、特に教育委員会の部分の変更はございません。

続きまして、2ページをお開きください。

2ページの(3)今後の財政状況についてであります。記載のとおり、非常に厳しい財政状況が続くことが見込まれております。引き続き、行政改革に関する取組を進め、持続可能な行財政運営に向けて、業務分析や優先度を踏まえた事業の縮小や廃止による事業の最適化を図っていくこととなっております。

続きまして、6ページ、7ページの分野別計画についてご説明を申し上げます。

先ほどのご説明と重なるところではございますが、教育委員会の事業につきましては、昨年度と同じ内容となっております。

ただし、昨年度の計画において、令和2年度のみ事業費が計上されており、令和3年度及び4年度の事業費がゼロ円であったものにつきましては削除されております。

削除された事業につきましては、第1節、学校教育の充実において、学力、学習状況調査、中学校トイレ整備洋式化工事、中学校体育館空調設備設置、ここにはございませんが、第2節の生涯学習の充実におきましては、狭山公民館外壁改修及び屋上防水等、中央公民館外壁等改修でございます。

内容の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 6ページで質問してもよろしいですか。まだこれは先のことですか。

○真如教育長 はい、6ページの質問は良いですか。

○内野委員 6ページはまだ触れないほうがよろしいですか。

上から6番目、部活動指導員配置とありますが、これは何人ぐらいを見込んでの

おおよその計画となっているのでしょうか。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 この実施計画自体は3年度、4年度の2箇年の事業になっています。この部活動指導員の事業自体は国が推進をしている事業で、実施期間の終わりは特段示されてはいない状況にはあります。ただ、様々な報道等でなされていますとおり、この中学校の部活動自体を地域や外部に少しずつ動かしていくという方向性も今後出てくると思われますので、それに伴ってこの部活動指導員がどう変化していくのかこれから動向を見計らっていく必要があるかと思っております。

以上です。

○内野委員 ありがとうございました。

○真如教育長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項2、令和3年度学校給食における食物アレルギー対応の変更について、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○原給食課長 それでは、お手元の資料、その他報告2をお開きください。

令和3年度学校給食における食物アレルギー対応の変更についてになります。

学校給食センターでは、食物アレルギーのある児童・生徒に対する対応としまして、学校給食で使用する食材を細かく記載した詳細献立表の配布やアレルギー除去食の提供などのほか、今年度からは乳のアレルギーを対象とした代替食の提供を実施しております。

学校給食における食物アレルギー対応のうち、令和3年度から変更となる点についてご報告させていただくものでございます。

初めに、使用禁止食材等の変更になります。学校給食センターでは、給食時における食物アレルギー関連事故の発生を防ぐため、アレルギー症状が重症化しやすい食材や新規に発症のリスクが高い食材について、学校給食で使用しないよう使用禁止食材として児童・生徒、保護者の方々及び各学校に周知しているところでございます。現在は資料にありますとおり、ピーナッツ、クルミ、カシューナッツ、そばを使用禁止食材としておりますが、令和3年度からはこちらにアーモ

ンド、ピーカンナッツ、ヘーゼルナッツ、マカダミアナッツ、ココナッツと、あと、キウイフルーツを追加することにいたしました。

これらの食材はアレルギー症状が重症化しやすい、また、新規発症リスクが高いと言われておりますので、これらを使用禁止と定めることで、学校における食物アレルギー関連の事故の発生を防ぐほか、学校給食で使用しないことについて、児童・生徒、保護者の方々などにあらかじめ情報提供しておくことで、安心して給食を食べることができると考えております。

今回追加になる食材のうち、アーモンドとキウイフルーツにつきましては、どちらも数年前までは学校給食で使用しておりましたが、現在、既に使用していない状況でございます。

なお、このアーモンドとキウイフルーツは、現在、アレルギー除去食の対応品目としておりますが、使用禁止食材とすることに伴いまして、除去することがなくなりますので、来年度からは除去食対応品目からは除外することになります。

次に、資料をおめくりいただいて裏面をご覧ください。

代替食対応方法の変更でございます。

先ほども申し上げましたが、今年度から牛乳、乳製品の代替食の提供を開始しておりまして、乳アレルギーのある児童・生徒のうち、希望する方に対し、牛乳の代わりに豆乳、パンの代わりに乳抜きパンを提供しているところでございます。

現在は、豆乳と乳抜きパンは両方セットのみの提供としておりますが、来年度からはどちらか一方のみの提供を選択可能とさせていただきます。

今年度から実施している中で、一方のみの提供を希望している方が何人かいらっしゃることから、来年度からはこの希望に沿うことができると考えております。

以上の内容につきましては、今後、今年度中になりますが、新1年生を含めた児童・生徒の保護者宛てに通知等で周知する予定でございます。

説明は以上になります。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 キウイフルーツは、食材としてですけれども、学校の現場では、栽培についてはどのような処置を取られますか。食べなければ良いのですか。

ウルシ科の植物で、実際にキウイフルーツを学校で育てているところは結構あ

ると思います。この東大和市内ということではありませんが、どうでしょうか。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 当市の中で、まずキウイフルーツを学校の教育活動の一つとして栽培している学校があるかどうかまでは、まず把握ができていないのが現状であります。

学校に対してこのキウイフルーツ自体の栽培について、何か教育委員会から特段指示をしているという状況もないというところで、また情報をいただきながら必要に応じて検討はしていきたいと思います。

以上です。

○藤宮委員 分かりました。ありがとうございます。

それから、もう一つあるのですが、よろしいですか。

代替食対応方法の変更の理由で、一方のみの希望者というのはどのようなパターンですか。

○真如教育長 給食課長。

○原給食課長 例えば、パンは食べれるけど豆乳はちょっと苦手で飲めない、またその逆の場合もありますが、今はセットとしてのみ提供しています。豆乳だけ飲めないけど、実際は飲まないとしても一応提供されてしまう状況にはなっています。来年度からは例えば豆乳が苦手なので、パンだけ代替食を希望しますということが可能になります。

○藤宮委員 牛乳は駄目だけど、パンに入っている乳製品は駄目ですということですか。

○原給食課長 乳がアレルギーなので、乳は全部抜いています。実際は本当に豆乳が苦手というお子さんが多いです。

○藤宮委員 理由が分かりました。

以上です。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項3、『地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子について』に対するパブリックコメントの結果について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○**当摩中央図書館長** それでは、その他報告事項の3、『地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子について』に対するパブリックコメントの結果について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和2年9月7日、月曜日から10月6日、火曜日までの1箇月間、意見の募集を行いまして、30人、92件のご意見をいただきました。意見の件数及び文書量が多いため、いただきましたご意見につきましては、東大和市パブリックコメント実施要綱に基づき、事務局におきまして意見の要約及び同様の趣旨の意見の精査をさせていただきました。

なお、要約及び精査に当たりましては、各提出者のご意見は、必ず1件は市の考え方の欄に盛り込み、記述の内容につきましても、極力、元の文章の表現としております。

また、意見につきましては、内容ごとにまとめまして見出しのタイトルを網かけにしておりますが、その中の意見の記載順につきましては、意見の提出順とさせていただきます。

そして、今回、市の考え方と併せて整理したものが、本日の資料A4、横書きの資料となります。

なお、前回の教育委員懇談会でお配りいたしました資料との修正箇所をアンダーラインでお示ししております。

修正の理由につきましては、新たに意見として加えたこと、関係課との調整によること、その後の文書の精査によることなどによります。

今回いただきましたご意見の条例案への反映ということでは、まず1点目といたしまして、地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しの内容については、清原図書館の夜間開館を週1回でも実施してほしいというご意見と、祝日開館の翌日を休館とすることについて、現在では多摩地域の直営の自治体を含め、祝日開館の翌日も開館する自治体がほとんどですというご意見をいただいております。

しかし、このほかには、もっと拡大してほしいという内容のご意見はございませんでした。

また、指定管理者制度を導入してまで拡大する必要はないというご意見も複数いただいておりますが、開館日等の拡大につきましては、今回、パブリックコメントでお示しした見直しの内容をさらに拡大するような変更の必要はないものと

考えております。

2点目としまして、指定管理者制度の導入につきましては、図書館における検討が不十分であること、図書館には指定管理者制度はなじまないという大臣の発言があったこと、指定管理者から直営に戻した例があること、サービスの質の低下やそこで働く職員の待遇が心配であることなどのご意見をいただいております。

しかし、これらの意見につきましては、図書館協議会をはじめ、様々な機会にご質問等にお答えしてきている内容でありまして、今回、指定管理者制度を活用した見直し案につきましては、それらを踏まえた市の提案とさせていただいておりますので、今回のご意見をいただいたことによる変更の必要はないものと考えております。

3点目としまして、指定管理者制度の導入に当たり、事業者を適切に管理するための環境の整備について、何点かご意見をいただいております。

具体的な指定管理者の業務に対する管理・監督についてであります。改正条例案では、業務の範囲、法令の遵守、利用者への適切なサービスの提供、個人情報の保護、月次や年次の業務報告書等の提出を規定しています。

そして、それらに基づき毎年モニタリングを行い、事業評価をして事業者の管理・監督を図っていくことにしています。

4点目といたしまして、事業者の選定を慎重に行うようにというご意見をいただきました。こちらにつきましては、事業者の選定につきましては、原則、公募とする規定を設けるとともに、審査基準を明示して総合的に審査し、選定していくこととしております。

さらに、議会の議決を経て指定管理者を指定することになり、透明性についても確保を図っていきます。

5点目としまして、指定管理者に不都合がある場合には直営に戻せるようにしてほしいというご意見をいただいております。こちらにつきましては、指定管理者が運営できない場合には、直営で運営を可能とする規定を条例に設けることにしております。

条例に反映している意見等につきましては、以上となります。

次に、見直し内容以外のご意見についてであります。図書館協議会や教育委員会への諮り方やパブリックコメントの内容に対するご意見をいただいております。

事務局といたしましては、会議の語り方につきましては、市や担当課の考え方、過去の事例等に倣った取扱いをしてきています。一番大切なこととしては、実質的に意見交換がなされ、共通の認識の下に議論が進められているかどうかが重要であると考えており、その意味におきましても、この会議の語り方につきましては問題はないものと考えております。

また、パブリックコメントの内容につきましても、指定管理者制度の導入に係るご意見がほとんどでありまして、パブリックコメントの趣旨はご理解いただけたものと考えております。

なお、詳細につきましては、市の考え方の欄に項目ごとに記載をしているとおりであります。

そのほかといたしましては、可能な限り項目も広く拾い上げましたので、74項目、92件と多数になりましたが、それぞれに市の考え方を示しておりますので、ご確認をお願いいたします。

今後につきましては、現在提案させていただいた内容に即して事務を進めさせていただく方向で考えております。今回のパブリックコメントの結果につきましても、必要な事務手続等を済ませた後に、ホームページ等で公表していくことになります。

なお、事務手続に当たり、多少文言等の修正がある場合がございますが、あらかじめご了承くださいたいとお願い申し上げます。

説明は以上となります。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 質問させていただきます。

ボランティアをされている方から、これまでどおりの連携が保てないのではないかというご心配のご意見があるようですけれども、ボランティアの方々との連携の維持についてはどのような対応を考えていらっしゃいますか。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 ボランティアの方々とは、指定管理者制度導入後につきましても、これまで同様に連携を図りながら図書館運営を行いたいと考えております。

ボランティアの方々と市、それから指定管理者も読書活動を推進していきたい

という目標につきましては同じでありますので、同じ目標に向かって三者が協力し合えるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

具体的には、読書旬間に協働で行事を実施をして、中央館が必要に応じて打合せに参加するなどしてサポートに努めてまいりたいと考えております。

また、指定管理者に対しましては、学校等との連携につきましても、これまで同様な関わりを保てるよう、条例や仕様書などに記載をしていきたいと考えております。

以上です。

○藤宮委員 分かりました。

○真如教育長 ほかにございますか。

内野委員。

○内野委員 改めて2点ほど確認させてください。

1点目は、中央館と指定管理者の運営による地区館との関わり方についてです。

2点目は、市において指定管理者の管理・監督をどのように行っていくのかという点を、方向性とお考えを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 それでは、1点目の中央館と指定管理者との関わりの点についてであります。基本的に仕様書や協定書に基づいて実施をしていきます。指定管理者には、仕様書等の内容の中で独自の事業展開を行い、民間のノウハウを活用した取組をしてもらうことになります。

そのため、指定管理者は市の図書館運営と全く離れた活動をするということはありません。

また、連絡調整会議といたしまして、毎月、定例で打合せ等行っていくので、その際にも情報交換や意見交換を行い、市の図書館運営に支障がないか確認をしながら進めていきたいと考えております。

2点目の指定管理者の管理・監督についてであります。こちらにつきましては、月次の状況報告書のほかに年次の事業報告書を教育委員会へ提出することを条例に規定します。

その内容に基づいてモニタリングを行い、評価してまいります。指定管理者に対しましては、良好な図書館運営に対する意識づけを図っていきたいと考えてお

ります。

以上です。

○内野委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

岩田委員。

○岩田委員 たくさん寄せられた意見の中では、サービスの低下に対する不安の声が多くあるように思いますが、そうした不安を解消するような業務の管理についてはどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 サービスの低下を招くことのないよう、仕様書に司書や図書館運営に精通した職員の配置について盛り込みたいと考えております。

また、業務の引継ぎ間の中で、当市の図書館システムの操作方法や業務マニュアル等に基づいた作業手順等の習得に努めてもらいます。

接遇等の研修につきましても、随時、実施を求めていきたいと考えています。

定例の連絡調整会議の中で市民意見や業務上の情報等につきまして共有を図り、市民対応等の不備があった場合には修正を図っていきたいと考えております。

地区館にとって過重と思われるような業務がある場合には、中央館としてバックアップに努めていきたいと考えております。

以上です。

○真如教育長 ほかにございますか。

新藤委員。

○新藤委員 今回のパブリックコメントに寄せられた意見の中で、これまでの図書館運営協議会で議論等の中でも、やはり指定管理者制度の導入に関しましては、まず図書館業務のように公共サービス性が非常に高いものについて制度そのものがふさわしくないという考え方もあれば、今、岩田委員のご質問にもありましたように、サービスの低下につながるのではないかと、あるいは何かトラブルがあったときにそれらの対応等で、直営でないことによって不備があるのではないかと、というご心配から、指定管理者制度導入に関してはかなり根強く反対する意見も散見されると思います。

そうした方々へ今後、どう理解を求めていくのか、とても大切なことになっていると思いますので、そうした方々こそ非常に意識が高いですのご理解いただ

いて、ご協力いただくという方向が必要だと思いますので、そうした方々への、理解を求めていくことを事務局からお伺い立てていただきたいと思います。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 指定管理者制度の導入に反対されている方のご意見といたしましては、図書館には指定管理者制度はなじまないという考え方や、指定管理者から直営に戻した事例があること、サービスの質の低下及びそこで働く職員の待遇の心配があることなどが主な理由となっております。

指定管理者制度は、指定期間が一般的に5年と短く、職員研修や後継者の育成等の観点から、長期的視野に立った運営を必要とする図書館にはなじまないということが考えられています。

さらに、過去の導入事例には不適切なものが見られたというようなことからご心配されての意見と考えられます。

新しい運営方法に変更する場合には様々、不安要素があると思われませんが、現状におきましては、運営方法や職員の雇用条件につきましても、働き方改革等の社会状況の変化もあり、改善が図られていると事業者からは伺っております。

地域的な要因もありますので、実際には近隣市の地区館だけに指定管理者制度を導入している、当市と同じような状況の例を参考にしております。

いずれも安定した運営が継続して行われており、当市におきましても大きな問題はないものと考えております。

また、ご意見を提出された方からの問合せ等があった場合には個別に対応させていただきまして、状況等の説明を行い、ご理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○真如教育長 ありがとうございます。

私からは、今回の指定管理者制度の導入に当たって、今後の図書館のサービスについて、何か将来的な展望を持っているのかありましたら説明してもらいたいと思います。

中央図書館長。

○當摩中央図書館長 今回の見直しでは、図書館としましては、これまでの運営方法に新しい風を取り込むことになり、この官民協働による運営をいかにスムーズに軌道に乗せられることができるか今後のテーマになると考えておりますので、

ベテラン職員の在職中に制度導入を図りたいと考えております。

また、その後の展望といたしましては、市立図書館の技術力と指定管理者の情報量をうまく融合させまして、少子高齢・人口減少社会や、感染症の拡大防止等に対応できる官民協働の新しい図書館の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○真如教育長 今回のパブリックコメントでは様々なご意見をいただきました。しかし、社会状況が大きく変化している中にあるのは、いつまでも同じ状況を保つということは困難だろうと思っています。機会を捉えて見直しを図る必要もたくさんあると私は思います。

今回のパブリックコメントの回答につきましては、事務局の回答案に沿って決裁後、公表してまいりたいと考えますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 なお、軽微な修正が必要になった場合については、私に一任をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

報告が全て終わりました。そのほかご質問ございますか。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、質疑を終了したいと思います。

図書館関係でもう一つありましたので、続いて行きます。

報告事項の4、東大和市立中央図書館会議室の自習室の開放（試行）について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○當摩中央図書館長 それでは、その他報告事項4、東大和市立中央図書館会議室の自習室の開放（試行）についてご説明いたします。

本日資料がありませんけれども、例年、中央図書館で小学校5年生から大学生、進学希望者の方までを対象とした自習室の開放で会議室をご利用いただいていたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係で中止をしていたのですが、この12月から来年の3月までの間の土曜日と日曜日に限って自習室を開放していきたいと考えております。

今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係で、定員は今まで18人でしたが12人と若干減らせていただいております。実施する時間は10時半から夕方の

午後 4 時45分で、変更はございません。ただ、開催する日数が、今までは冬休みの期間も実施していましたが、今回は図書館の行事等の関係もありまして土曜日と日曜日のみ、3月まで実施していきたいと考えております。

状況等の変更はありませんので、今までどおり行っていきたいと思っています。
報告は以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

この件についてのご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたします。

これをもって、令和2年第11回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後 2 時 4 6 分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 岩田 圭子